

令和8年（フ）第6570号

東京都江戸川区下篠崎町2－1－912

債務者 品川 健治

- 1 決定年月日時 令和8年9月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月10日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年11月10日午後2時
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第6523号

東京都小平市上水南町2丁目4－20－202

債務者 手塚 妙恵

- 1 決定年月日時 令和8年9月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月17日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年11月17日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

令和5年（フ）第169号

福島県いわき市小川町上小川字石橋11番地の2

破産者 株式会社正組

- 1 決定年月日 令和8年8月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所いわき支部

令和7年（フ）第247号

福島県いわき市平南白土一丁目11番地の3〇Aテナント2F

破産者 有限会社宣通

- 1 決定年月日 令和8年8月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所いわき支部

令和8年（フ）第121号

千葉県佐倉市表町1丁目9番地3

破産者 宮島 誠

- 1 決定年月日 令和8年9月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年（フ）第522号

神奈川県綾瀬市寺尾南3丁目16番10号

破産者 有限会社興仲典礼

- 1 決定年月日 令和8年9月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和8年（フ）第291号

東京都港区赤坂4丁目13番5号

破産者 株式会社グロウスグリーン

- 1 決定年月日 令和8年9月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和6年（フ）第541号

鹿児島県いちき串木野市東塩田町1番地

破産者 株式会社中馬

- 1 決定年月日 令和8年9月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年（フ）第106号

北海道寿都郡寿都町字新栄町191番地

破産者 有限会社米沢商店

- 1 決定年月日 令和8年9月2日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
函館地方裁判所

令和7年（フ）第353号

千葉県成田市囲護台1099番地20、前住所千葉県富里市十倉1352番地1

破産者 高橋 竜司

- 1 決定年月日 令和8年9月2日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年（フ）第181号

静岡県浜松市浜名区平口931番地

破産者 有限会社高柳ウイービング

- 1 決定年月日 令和8年9月2日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和6年（フ）第73号

熊本県玉名市大字下249番地1

破産者 有限会社岩政エクスプレス

- 1 決定年月日 令和8年9月2日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所玉名支部

令和8年（フ）第141号

仙台市泉区八乙女中央五丁目17番23号

破産者 有限会社ティーエヌケイ

- 1 決定年月日 令和8年9月3日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和8年（フ）第26号

山形市あこや町1丁目3番18号

破産者 株式会社スズキ通商

- 1 決定年月日 令和8年9月3日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

令和7年（フ）第19号

群馬県沼田市利根町平川1398番地

破産者 株式会社利根ソーイング

- 1 決定年月日 令和8年9月3日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

令和7年（フ）第23号

群馬県利根郡みなかみ町湯原715番地

破産者 有限会社バライティーストアなかじま

- 1 決定年月日 令和8年9月3日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

令和8年（フ）第748号

東京都八王子市小門町6番地10KKビル303号

破産者 阿部 肇

- 1 決定年月日 令和8年9月3日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第800号

東京都調布市調布ケ丘2丁目8番地3ガーラ・ヒルズ調布205

破産者 菅谷 夢

- 1 決定年月日 令和8年9月3日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第830号

東京都多摩市聖ヶ丘2丁目18番地2－305

破産者 佐藤 仁

- 1 決定年月日 令和8年9月3日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年（フ）第73号

三重県多気郡大台町唐櫃807番地3

破産者 須貝 哲則

- 1 決定年月日 令和8年9月3日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部